

財産の移管関係手続きについて

1 出資財産(土地・建物)の移管

地方独立行政法人法の規定に基づき行う定款議決(出資財産の登載)、権利承継議決(出資手続き)に係る法人移管財産の確定のため、土地調査・測量、鑑定評価を実施する。

対 象：本部キャンパス、宮野公舎、平野公舎、吉敷公舎
調査・測量完了後、鑑定評価を実施。

2 出資財産以外の財産(物品等)の移管

「財産の交換、無償貸付、譲与等に関する条例」の規定に基づき行う物品等の無償譲与に係る法人移管物品等の確定のため、物品等の確定調査を行う。

3 スケジュール等

